

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、秋田市下北手柳館字前田面28番地 村越 春雄ほか4名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（赤平堤地区農地防災事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年4月4日（金）から同年5月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場  
秋田市広面字釣瓶町13番地3 秋田市東部市民サービスセンター